

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）利用規定

1. ろうきんインターネットバンキング（団体向け）

(1) 定義

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）（以下「本サービス」といいます。）とは、パソコン等（以下「端末」といいます。）を用い、インターネットを通じて、振込・振替、口座情報の照会）、API 連携サービス等の本利用規定に定める各種取引を行うサービスをいいます。

(2) 利用資格

- ① 本サービスを申込みことができるのは、当連合会に普通預金口座（利息を付さない旨の約定のある普通預金口座を含みます。以下同じです。）または当座預金口座を保有する団体とします。
- ② 本利用規定を承認し、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）利用申込書」（以下「申込書」といいます。）または当連合会所定の他の方法により本サービスを申込み、当連合会が適当と認めた団体を本サービスの利用資格者（以下「契約者」といいます。）とします。
- ③ 契約者は、本利用規定の内容を理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
- ④ 当連合会所定の方法により、契約者が登録した自己団体内の端末利用者（「管理者」および「一般利用者」）のみ本サービスを利用することができるものとし、契約者は、端末利用者に本利用規定を遵守させ、その利用に関する責任を負担します。

(3) 使用できる端末

本サービスを利用するに際して使用できる端末は、契約者が管理を行っており、インターネットに接続できる環境下で当連合会が指定する OS およびブラウザソフトを備えた端末に限ります。

(4) サービス取扱時間

本サービス取扱時間は、当連合会所定の時間内とします。ただし、当連合会は、この取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

2. 利用口座・代表口座

(1) 利用口座

本サービスを利用することができる口座（以下「利用口座」といいます。）は、事前に申込書にて届出た当連合会の契約者名義の普通預金口座または当座預金口座とします。なお、申込書に押印する印鑑については、すでに当連合会に届出ている利用口座各々の印鑑と同一のものを使用するものとします。また、届出できる口座数は、当連合会所定の数を上限とします。

(2) 代表口座

利用口座のうち、契約者が代表する口座として届出た契約者名義の普通預金口座または当座預金口座を「代表口座」といいます。

(3) 利用口座の追加・削除

本サービスの利用口座の追加・削除については、契約者は、当連合会所定の書面により当

連合会に届出るものとします。

3. 手数料等

本サービスの利用にあたっては、当連合会所定の本サービスの利用手数料（消費税を含みます。）をいただきます。また、振込手数料（消費税を含みます。）等については、利用手数料とは別にいただきます。

当連合会は、本サービスにかかる手数料等を普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書等の提出なしに、あらかじめ契約者の指定した口座から引落します。なお、当連合会は、本サービスにかかる手数料等を契約者への事前通知によらず、店頭等で公表することにより変更または新設する場合があります。

4. 本人確認

(1) 本人確認方式

本サービスを利用する際の認証方式は、電子証明書方式と ID・パスワード方式があります。なお、電子証明書方式または ID・パスワード方式の選択は、当連合会所定の書面により当連合会に届出るものとします。

① 電子証明書方式

電子証明書およびログインパスワードにより契約者本人であることを確認する方式

② ID・パスワード方式

ログイン ID およびログインパスワードにより契約者本人であることを確認する方式

(2) ログイン ID・パスワード・暗証番号・電子証明書・追加認証用の質問および回答（以下「合言葉」といいます。）の登録

① ログインパスワード、確認用パスワード（以下「パスワード」といいます。）、ログイン ID および合言葉は、契約者が本サービス利用開始時に端末から登録するものとします。なお、本サービスの利用に必要な合言葉は、契約者が当連合会所定の複数の質問から選択し、回答を登録することで設定するものとします。

② 照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）は、契約者が当連合会所定の書面により当連合会に届出るものとします。

③ 電子証明書方式の場合は、契約者は、当連合会が発行する電子証明書を当連合会所定の方法により契約者の端末にインストールするものとします。その際、前記①で登録したログイン ID が必要となります。なお、ログイン ID は電子証明書のインストールのためだけに使用します。

(3) ワンタイムパスワード

① ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、一度限り有効で可変のパスワードを生成し表示する機器（以下「パスワード生成機」といいます。）により表示されたパスワードをいい、契約者は本人確認および取引意思確認の際に利用するものとします。

② 当連合会は、契約者に対し、1 契約者につき 1 パスワード生成機を契約者の届出住所に配付します。契約者は、パスワード生成機を受取り後、速やかに本サービスから当連合会所定の方法により利用登録を行うものとします。また、契約者は当連合会所定の方法により、パスワード生成機の追加発行を受けることができます。なお、パスワード生成機の追加発行には、当連合会所定の手数料がかかります。

- (4) ログイン ID・パスワード・暗証番号・電子証明書・合言葉・パスワード生成機の管理
- ① 契約者は、ログイン ID、パスワード、暗証番号、電子証明書および合言葉を第三者に知られることのないよう十分に注意し、厳重に管理を行うものとします。また、パスワード生成機は契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。
 - ② 電子証明書をインストールした端末を譲渡、破棄等することにより電子証明書の管理ができなくなる場合は、契約者は、事前に当連合会所定の方法により電子証明書の失効手続および削除を行うものとします。契約者がこの失効手続および削除を行わなかった場合は、電子証明書の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。端末の譲渡、破棄等により新しい端末を使用する場合は、当連合会所定の方法により電子証明書を再度インストールするものとします。
 - ③ ワンタイムパスワードについて、契約者の責めに帰さない故障・破損等によりパスワード生成機にワンタイムパスワードが表示されなくなった場合、当連合会は、パスワード生成機を無償で交換します。なお、契約者の責めによる故障・破損等の場合、または紛失・盗難の場合は、当連合会所定の再発行手数料がかかります。
- (5) ログイン ID・パスワード・暗証番号・パスワード生成機の変更
- ① ログイン ID、パスワードを変更する場合は、契約者は、自らの責任において、端末よりログイン ID（「電子証明書方式」を利用している場合を除きます。）、パスワードの変更を行うものとします。
 - ② 暗証番号を変更する場合は、契約者は、当連合会所定の書面により当連合会に届出るものとします。当連合会は、本人確認手続により契約者本人が依頼したものと認めた場合は、変更の手続を行います。
 - ③ 利用しているパスワード生成機を変更する場合は、契約者は、自らの責任において、端末よりパスワード生成機の失効および利用登録を行うものとします。
- (6) パスワード・電子証明書・パスワード生成機の有効期間等
- ① パスワードが有効な当連合会所定の期間（以下「有効期間」といいます。）は、180 日間となります。契約者は、有効期間が満了する前までにパスワードの変更を行うものとします。ただし、有効期間経過後の初めてのログイン時にもパスワードを変更することができるものとします。なお、ログイン ID に有効期間はありません。
 - ② 電子証明書は有効期間があります。契約者は、有効期間が満了する前に当連合会所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当連合会は、契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。また、本サービスが解約された場合は、電子証明書は無効となります。
 - ③ パスワード生成機は、当連合会所定の有効期間経過後は利用できなくなります。契約者は、有効期間が満了する前に当連合会が契約者に配付する新しいパスワード生成機の利用登録手続を行うものとします。
- (7) パスワード・ワンタイムパスワード・暗証番号・合言葉の誤入力等
- ① 管理者がパスワード、ワンタイムパスワード、合言葉を当連合会所定の回数以上連続して誤入力した場合は、本サービスは利用閉鎖となります。利用の再開を依頼する場合は、契約者は、当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとします。
 - ② 一般利用者のパスワード、ワンタイムパスワード、合言葉の誤入力による利用閉鎖の場

合は、管理者が自らの責任においてそれぞれの利用閉鎖解除をし、利用再開を行うものとします。

- ③ 契約者が暗証番号を当連合会所定の回数以上連続して誤入力した場合は、本サービスは取引停止となります。取引の再開を依頼する場合は、契約者は、当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとします。
- ④ パスワード、暗証番号、合言葉を失念した場合、第三者に知られた場合またはその恐れがある場合、ならびに盗まれた場合は、契約者は、速やかに当連合会所定の方法により当連合会に届出および手続をするものとします。
- ⑤ パスワード生成機を紛失した場合または盗まれた場合は、契約者は、速やかに当連合会所定の方法により当連合会に届出および手続をするものとします。

(8) 取引時における本人確認

- ① 契約者は、端末により電子証明書を指定（電子証明書方式を利用している場合）またはログイン ID を入力（ID・パスワード方式を利用している場合）し、パスワード、ワンタイムパスワード、暗証番号、当連合会が必要と認める場合は合言葉を入力して取引を行うものとします。
- ② 当連合会は、契約者から指定または入力された前記①の電子証明書またはログイン ID、パスワード、ワンタイムパスワード、暗証番号および合言葉にもとづき、当連合会が受信した電子証明書またはログイン ID、パスワード、ワンタイムパスワード、暗証番号および合言葉と当連合会が保持している電子証明書またはログイン ID、パスワード、ワンタイムパスワード、暗証番号および合言葉との一致を確認することにより、取引時の本人確認を行います。

5. 振込・振替取引

(1) 取引の内容

- ① 振込・振替とは、契約者が指定した当連合会における契約者名義の預金口座（以下「支払元口座」といいます。）から振込・振替資金および振込手数料（消費税を含みます。）を引落のうえ、当連合会を含む全国銀行内国為替制度に加盟している金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込先口座」といいます。）に振込・振替を行う取引をいいます。
- ② 本サービスにおける振込・振替は、次により取扱います。また、振込先口座の預金科目等は、当連合会所定のものとなります。
 - A. 資金移動に際して、支払元口座と振込先口座とが異なる名義への資金移動および全国銀行内国為替制度に加盟している金融機関の国内本支店にある振込先口座への資金移動を振込として取扱います。
 - B. 資金移動に際して、支払元口座と振込先口座とが当連合会内にあり、同一名義の資金移動を振替として取扱います。

(2) 振込先口座の指定方式

① 都度指定方式

都度、振込先口座を指定することにより振込・振替を行う方法

その場合の振込先口座については、契約者の責任において任意に振込先を登録・削除することができます。

② 事前登録方式

当連合会所定の書面で届出た振込先口座に振込・振替を行う方法

(3) 取引限度額

- ① 1日あたりおよび1回あたりの取引限度額（振込手数料は含みません。）は、当連合会所定の範囲内で、契約者が届出た金額を限度とします。なお、当連合会は、この取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- ② 取引限度額を変更する場合は、契約者は、当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとしてします。なお、当連合会所定の取引限度額または契約者が届出た取引限度額が変更になった場合は、その時点であらかじめ依頼されている取引のうち未処理のものについては、変更後の取引限度額にかかわらず実行します。

(4) 取引の依頼

- ① 契約者が事前に届出ていない振込先口座（以下「都度指定口座」といいます。）への振込・振替取引の依頼を行う際は、契約者は、振込先口座の金融機関、店舗名、振込・振替金額、暗証番号、ワンタイムパスワード等の所定事項を所定の手順に従って、当連合会に送信するものとしてします。なお、都度指定口座への振込・振替は、振込・振替指定日を翌営業日以降の当連合会が指定する日から指定する（以下「振込・振替予約」といいます。）ことができます。ただし、契約者が前記4(1)の本人確認方式に①の電子証明書方式を利用している場合は、当連合会所定の時間内に限り、当日振込・振替ができます。
- ② 契約者が前記(2)②により登録した振込先口座（以下「振込先事前登録口座」といいます。）へ振込・振替の依頼を行う際は、契約者は、当連合会が振込先事前登録口座の登録完了後に通知する受取人番号を入力したうえで、振込・振替金額、暗証番号等の所定事項を所定の手順に従って、当連合会に送信するものとしてします。なお、振込先事前登録口座への振込・振替は、当連合会所定の時間内に限り、当日振込・振替ができます。また、振込・振替予約を行うこともできます。

(5) 取引依頼内容の確定

- ① 当連合会は、前記(4)の暗証番号およびワンタイムパスワードを受信し、当連合会が保有している暗証番号およびワンタイムパスワードとの一致を当連合会所定の時間内に確認した場合は、受信した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、指定日付で振込・振替の手続を行います。
- ② 依頼内容が確定した時点で、当連合会は、その旨の通知を契約者に送信し、契約者は、その通知内容を確認するものとしてします。なお、契約者は、回線障害等により取扱いが中断した場合またはこの通知が届かない場合は、直ちに当連合会に照会するものとしてします。この照会がなかったことによって生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

(6) 振込・振替資金の引落

- ① 依頼日当日付での振込・振替の場合は、依頼の内容が確定した時点で、当連合会は、直ちに支払元口座から振込・振替金額および振込手数料（消費税を含みます。）を引落のうえ、当連合会所定の方法で振込・振替の手続を行います。
- ② 振込・振替予約の場合は、振込・振替指定日の営業開始時点で振込・振替を行います。なお、契約者は、前営業日までに振込・振替に必要な資金を入金するものとしてします。
- ③ 当連合会は、振込・振替資金を依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合は、振込・振替指定日）に普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、当座勘定規定

等にかかわらず、通帳、払戻請求書等の提出なしに支払元口座から引落します。なお、領収書等は発行しません。

- ④ 指定日に支払元口座からの引落が複数ある場合に、その引落金額の総額が支払元口座から払戻すことのできる金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当連合会の任意とします。

(7) 取引の成立確認

振込・振替取引は、振込・振替資金等を当連合会が支払元口座より引落した時に成立するものとします。

(8) 取引の不成立

次に掲げる場合は、当該依頼にもとづく取引は不成立となり、依頼内容は取消されたものとして取扱います。この取扱いにより契約者に損害が生じた場合は、当連合会の責めに帰すべき場合を除き、当連合会は責任を負いません。

- ① 振込・振替の取引金額と振込手数料等の合計額が、支払元口座の支払可能残高を超える場合
- ② 支払元口座または振込先口座が解約済の場合
- ③ 契約者から支払元口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当連合会が所定の手続をとった場合
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当連合会が支払を不相当と認めた場合
- ⑤ 災害・事変の不可抗力、裁判所等による公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当連合会が判断した場合
- ⑥ 当連合会から返信する受付完了表示を確認するまでの一連の操作が、当連合会所定の時間内に終了しなかった場合
- ⑦ 当連合会または金融機関等の共同システム運営体の通信回線、コンピュータ等に障害が生じたことにより、取引を不成立とすることが適当と当連合会が判断した場合
- ⑧ 当連合会以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となった場合

(9) 組戻し（取消・返却）・振込内容の変更

- ① 確定した依頼にもとづき、当連合会から振込先の金融機関に発信した後、契約者が当該振込の組戻しまたは内容変更を依頼する場合は、当連合会所定の方法により依頼するものとします。
- ② 当連合会は、当連合会所定の方法により契約者の本人確認を行ったうえ、契約者からの依頼にもとづき、組戻しまたは内容変更を依頼する電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③ 組戻し依頼により、振込先の金融機関から返却された資金は、支払元口座に入金します。その場合は、当連合会所定の組戻手数料（消費税を含みます。）を前記(6)③の方法により支払元口座から引落します。なお、当初振込に要した振込手数料（消費税を含みます。）は返却しません。
- ④ 組戻しは、振込先の金融機関の承諾後に行うことから、当連合会が依頼を受付た場合であっても組戻しできないことがあります。この場合は、契約者が受取人との間で協議を行うものとします。
- ⑤ 確定した依頼にもとづき当連合会が発信した資金について、入金先口座への入金ができない等の理由により、振込先の金融機関から返却された場合は、支払元口座に入金するこ

とがあります。なお、当初振込に要した振込手数料（消費税を含みます。）は返却しません。

(10) 取引予約の取消

振込・振替予約の取消については、振込・振替指定日の前日（前日が本サービス休止日の場合は直前の本サービス利用可能日）までに行う場合に限り、契約者は、端末を用いて振込・振替予約の取消を行うことができるものとします。なお、当連合会への依頼時間帯によっては取消ができないことがあります。

(11) 取引状況の照会

契約者は、端末を通じて、当連合会所定の期間、振込・振替取引の依頼内容および取引状況を照会できるものとします。

(12) 取引内容の確認

- ① 振込・振替取引の依頼内容および処理結果については、本サービス、預金通帳または当座勘定照合表等により、契約者の責任において、その取引内容を照合するものとします。
- ② 契約者と当連合会の間で取引内容、残高等について疑義が生じた場合は、当連合会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

6. 照会取引

(1) 取引の内容

照会取引とは、契約者が指定した当連合会の契約者名義の口座の残高および入出金明細等の情報の照会を行う取引をいいます。

(2) 照会の依頼

口座情報の照会の依頼を行う際は、契約者は、照会の種別、対象口座、暗証番号等を所定の手順に従って、当連合会に送信するものとします。

(3) 情報の返信

当連合会は、契約者からの依頼を受信し、受信した暗証番号と当連合会が保有している暗証番号との一致を当連合会所定の時間内に確認した場合は、契約者に口座情報の照会内容を返信します。なお、当連合会が回答する内容は、照会時点の最新の取引内容が反映されない場合があります。

(4) 返信内容の取消・訂正

契約者からの依頼にもとづいて当連合会が返信した口座情報は、残高、入出金明細等を当連合会が証明するものではありません。返信後であっても相当の事由がある場合は、必要に応じて契約者に通知することなく訂正、変更、取消等を行う場合があります。なお、このような訂正、変更、取消等のために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

7. API 連携サービス

(1) 取引の内容

- ① API 連携サービスとは、契約者からの依頼に基づき、当連合会と提携する API 連携事業者（API を介して契約者にさまざまなサービスを提供する外部事業者の総称。以下同じ。）が提供するサービスと本サービスの機能を連携（以下「API 連携」といいます。）させるサービスをいいます。
- ② API 連携サービスの利用にあたっては、契約者が以下の全ての条件を満たすことが条件となります。なお、必要に応じて利用条件の追加、または変更を行うことがあります。
 - A. 当連合会が指定する API 連携事業者との間で、API 連携事業者が提供するサービスの利用に必要となる契約を締結していること。

- B. 当連合会が定める事項についての同意、API 連携認証（利用登録）の完了その他当連合会所定の手続きを経ていること。
- (2) API 連携サービスの提供機能
- API 連携サービスの対象となる機能は以下のとおりとします。これらの機能は契約者が API 連携認証（利用登録）した範囲で API 連携事業者が提供するサービスを介して契約者に提供されます。
- また、これらの機能により API 連携事業者が取得した情報は、API 連携事業者から連鎖接続先（契約者が第三者のサービスを通じて API 連携事業者が提供するサービスを使用する場合の当該第三者をいいます。以下同じ。）に提供されることがあります。
- なお、契約者が契約を締結する API 連携事業者が提供するサービスによっては API 連携サービスのうち一部を利用できないことがあります。
- ① 利用口座の照会
- A. 残高照会
- B. 入出金明細照会
- ② 取引依頼データの連携
振込振替
- (3) API 連携事業者との契約締結
- API 連携事業者が提供するサービスは API 連携事業者の責任で提供されるサービスであり、当連合会が提供するものではありません。
- 契約者は、API 連携事業者が提供するサービス（または連鎖接続先のサービス）を利用する場合は、自らの責任において API 連携事業者（または連鎖接続先）との間で契約を締結するものとします。
- (4) 利用手数料
- API 連携サービスの利用に際しては、前記 3 以外に手数料等は発生しません。
- ただし、前記(1)②の利用条件を充足するために必要となる費用（API 連携事業者が提供するサービスの利用に必要な通信料、各種料金等を含みます。）の支払いが必要になる場合があります。
- (5) サービス利用時間
- API 連携サービスの利用時間は、本サービスのサービス時間帯に限られます。また、API 連携事業者が提供するサービスにより、サービス利用時間は変更されることがあります。
- (6) API 連携サービスの利用登録
- API 連携サービスの利用開始に際し、契約者は API 連携事業者が提供するサービスから本サービスに遷移し、本サービスの本人確認を受けたうえで、API 連携を許可する範囲（対象業務・対象口座）等の所定の事項を当連合会に送信し、API 連携サービスの利用登録を行うものとします。
- API 連携サービスの利用登録は、API 連携事業者ごとに行う必要があります。また、API 連携サービスを認可してから一定期間を超えた場合には、再度 API 連携サービスの利用登録を行う必要があります。
- (7) トークンの付与
- 前記(6)の API 連携サービスの利用登録が行われた場合、当連合会は、API 連携の許可が行われた契約者の本人確認方法として、トークン（認証キー）を API 連携事業者に付与します。
- (8) 本人確認
- ① 当連合会は、トークンの有効期間中は、API 連携事業者によるトークンの使用がなされたことをもって、契約者の指図に基づいてトークンが使用されているものとみなし、本人確認を完了するものとします。
- ② 当連合会は、前記①の方法による本人確認の完了をもって、契約者が許可した範囲で API 連携事業者と API 連携することについて、契約者の指示があったものとみなします。
- 前記①の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、API 連携事業者経由で連携されたサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当連合会は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当連合会の責めに帰すべき事由がある場合を除き当連合会は責任を負いません。
- ③ API 連携事業者が提供するサービスの認証情報は、契約者の責任で厳重に管理し、他人

に教えたり、紛失・盗難に遭ったりしないよう十分に注意するものとします。

(9) API 連携事業者への情報開示

- ① API 連携サービスの利用にあたり、以下に定める場合には、当連合会は API 連携事業者と連携して情報収集を行うため、必要に応じて契約者の口座情報その他の契約者に関する情報（以下、総称して「契約者情報」といいます。）を API 連携事業者に提供することができるものとします。
 - A. 契約者情報が外部に流出、漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
 - B. 不正アクセスが発生した場合、またはそのおそれがある場合
 - C. 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合
 - D. システム障害が発生した場合
- ② 前記①により当連合会が開示した情報において、API 連携事業者の不十分な管理、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失は、当該 API 連携事業者が責任を負うものとし、当連合会は一切の責任を負うものではありません。
- ③ 前記①および②は API 連携事業者が連鎖接続先に提供する場合も同様とします。

(10) 各種リスク

API 連携サービスの利用に伴い、以下に該当する事象によって契約者に損害が生じるリスクがあります。契約者は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、API 連携サービスを利用するものとします。

- ① API 連携事業者が提供するサービスの利用に必要な認証情報等の流出、漏洩もしくは偽造、API 連携事業者のシステムへの不正アクセス、または API 連携事業者のシステム障害等により、契約者情報の流出等が生じるリスク
- ② API 連携事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、契約者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により API 連携事業者のサービス機能停止や契約者情報の流出等が生じるリスク

(11) API 連携サービスの停止

- ① 契約者が、API 連携サービスの停止を希望される場合は、契約者自らが、API 連携事業者に対し、API 連携事業者が提供するサービスの利用契約の解約または利用停止の手続きを行うものとします。

この場合において、当連合会が当連合会所定の方法により API 連携事業者が提供するサービスの利用契約の解約または利用停止を確認するまでの間、当連合会は、API 連携事業者が提供するサービスの利用が有効に存続しているものとみなして本サービスの提供を継続することができるものとし、これにより契約者に発生した損害について、当連合会は責任を負いません。

- ② 本サービスが解約されまたは利用停止となった場合は API 連携サービスも当然に停止するものとします。
- ③ 当連合会は、API 連携サービスの停止のために契約者に発生したすべての損害について、契約者に対し、一切の責任を負うものではありません。

(12) 提供情報

- ① API 連携サービスで当連合会が API 連携事業者に提供する情報は、当該提供時点において本サービスのシステム上、提供可能なものに限られます。

API 連携事業者に提供される情報は、本サービスのサービス時間帯以外であることその他の事情により、最新の情報またはすべての情報を反映したものでないことがあります。

- ② 当連合会は、API 連携サービスで当連合会が API 連携事業者に提供する情報および API 連携事業者が提供するサービスにおいて提供される情報が、最新の情報またはすべての情報でないことにより契約者に発生したすべての損害について、契約者に対し、一切の責任を負うものではありません。

(13) その他免責事項

- ① 当連合会は、API 連携事業者が提供するサービスに関し、本サービスとの連携が常時適切に行なわれること、契約者の利用目的に適合すること、正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、API 連携事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行なうものではなく、API 連携事業者が提供するサービスがこれらを充足しないことにより契

約者に発生したすべての損害について、契約者に対し、一切の責任を負うものではありません。

② 当連合会は、API 連携事業者が提供するサービスを利用したことまたは利用できなかったことに起因して契約者に発生したすべての損害について、契約者に対し、一切の責任を負うものではありません。

③ API 連携サービスに関する技術上の理由、当連合会もしくは労働金庫連合会の業務上の理由、セキュリティ、保守上の理由その他やむを得ない理由に基づき、契約者に事前に通知することなく、API 連携サービスの全部または一部が一時的に制限され、停止または終了することがあります。

当連合会は、これにより契約者に発生したすべての損害について、契約者に対し、一切の責任を負うものではありません。

④ 当連合会は、当連合会がやむを得ない事由により必要と判断した場合は、契約者の意思によらず、API 連携サービスの全部または一部を停止または終了することができるものとします。当連合会は、これにより契約者に発生したすべての損害について、契約者に対し、一切の責任を負うものではありません。

(14) 情報開示等にかかる同意

契約者は、API 連携サービスの利用に関連して、契約者情報が API 連携事業者に開示・提供されることについて、あらかじめ同意するものとします。

8. 届出事項の変更

(1) 諸届出事項の変更

申込書に記載の届出事項の内容に変更があった場合は、契約者は、直ちに当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

(2) 変更届出がない場合の取扱い

前記(1)の届出がなかったことにより、当連合会からの通知、送付する書類、電子メール等が延着したまたは到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. 解約等

(1) 解約

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。

(2) 契約者による解約

契約者から当連合会に対する解約の通知は、当連合会所定の書面によるものとします。なお、解約の届出は、当連合会の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害等については、当連合会は責任を負いません。

(3) 当連合会からの解約

① 当連合会の都合により解約する場合は、当連合会は、契約者の届出住所等に解約の通知を行います。なお、届出住所宛に発信した解約の通知が延着したまたは到着しなかった（受領拒否を含みます。）場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

② 契約者に次のいずれかの事由が生じた場合は、当連合会はいつでも契約者に通知することなく本サービスを解約できるものとします。なお、本サービスの利用途中で解約した場合であっても、一旦徴収した利用手数料の返却は行いません。

A. 本利用規定に違反する等、当連合会が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生した場合

B. 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合

C. 利用停止登録後2か月以内に利用停止解除がなされない場合

- D. 当連合会に支払うべき本サービスにかかる手数料等の支払いが滞った場合
- E. 住所変更の届出を怠る等により、当連合会において契約者の所在が不明となった場合
- F. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立て等があった場合、または、契約者の財産についての仮差押え、保全差押え、差押えもしくは競売手続の開始または解散、活動の休止がされた場合
- G. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- H. 電子メールアドレスを保有しなくなった場合
- I. 当連合会への本利用規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- J. ログイン ID、パスワード、ワンタイムパスワード、暗証番号、電子証明書または合言葉（以下「パスワード等」といいます。）を不正に使用した場合

(4) 当連合会からのサービス提供の停止

契約者が当連合会との他の取引約定に違反した場合等、当連合会が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当連合会は、いつでも契約者に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。

(5) 口座の解約等

利用口座が解約された場合は、その利用口座にかかわる限りにおいて本サービスは解約されたものとします。また、代表口座が解約された場合は、本サービスが全て解約されたものとみなします。

(6) 解約後の未完了取引

本サービスが解約等により終了した場合は、その時まで振込・振替等の処理が完了していない取引の依頼はすべて無効とし、当連合会はその処理をする義務を負いません。

10. 不正な取引被害への補償

(1) 補償の請求

第三者が盗取されたパスワード等を用いて契約者になりすまし、本サービスを不正使用したことにより行われた取引（以下「不正な取引」といいます。）により生じた損害について、次の①から③のすべてに該当する場合、契約者は当連合会に対して当連合会所定の補償限度額の範囲内で補償の請求を申出ることができます。

- ① パスワード等の盗用または不正な取引に気づいてから速やかに、当連合会への通知が行われていること※
- ※当該通知が、パスワード等が盗取された日（パスワード等が盗取された日が明らかでないときは、不正な取引が最初に行われた日とします。後記（2）において同じです。）から2年経過後に行われた場合は、補償の請求を申出することはできません。
- ② 当連合会の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
- ③ 警察に対し、被害事実等の事情説明が行われていること

(2) 補償対象

前記（1）の申出がなされた場合は、当連合会は、前記（1）①の通知が行われた日の30日※前の日以降になされた不正な取引にかかる損害（取引金額および手数料、利息に相当する金額）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。

※ただし、パスワード等が盗取された日から30日を経過するまでに、当連合会に通知する

ことができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日に当該事情が継続している期間の日数を加えた日とします。

(3) 被害補償の対象外となる場合

不正な取引が行われたことについて当連合会が善意かつ無過失であり、次のいずれかに該当する場合には、当連合会は補償の責任を負いません。

① 不正な取引が行われたことについて、次のいずれかに該当する場合

- A. 契約者または契約者の自己団体内の端末利用者の故意、または重大な過失によって生じた被害の場合
- B. 端末利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人による犯行または加担による被害の場合
- C. 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた被害の場合
- D. 契約者が、被害状況についての当連合会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随してパスワード等の盗用が行われた場合

(4) 補償対象額の減免

次のいずれかに該当する場合には、当該不正な取引が行われたことについての契約者の過失度合いに応じて、当連合会は補償対象額を減額した金額を補償あるいは補償を行わないことがあります。

- ① 本サービスを使用するパソコンの基本ソフト（OS）やブラウザ等、各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合
- ② メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（OS）やブラウザ等、各種ソフトウェアを使用していた場合
- ③ ウィルス対策ソフトを導入していない、または最新の状態に更新していない場合
- ④ 当連合会が指定する正規の手順で電子証明書を使用していない場合
- ⑤ その他、上記①から④と同程度の過失が認められた場合

(5) 払戻し時の補償

当連合会が不正な取引の支払原資となった預金について、契約者に払戻しを行っている場合は、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補償の請求には応じることはできません。また、契約者が、不正な取引を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 払戻請求権の消滅

当連合会が前記(2)にもとづく補償を行った場合は、契約者は当該補償を行った金額の限度において、不正な取引の支払原資となった預金にかかる払戻請求権は消滅するものとします。

(7) 損害賠償請求権・不当利得返還請求権の移転

当連合会が前記(2)にもとづく補償を行った場合は、当連合会は、当該補償を行った金額の限度において、不正な取引を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. 免責事項

次に掲げる事由により生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

① 通信手段の障害等

当連合会または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線、コンピュータ等の障害、電話の不通等により本サービス取扱いの遅延または不能、当連合会送信情報に誤謬、脱漏等が生じた場合

② 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等により、契約者のパスワード等または取引情報等が漏洩、改ざん等がされた場合

③ 端末の不正使用等

本サービスの提供にあたり、当連合会が前記 4(8)の本人確認を行ったうえで送信者を契約者と認めて取扱いを行った場合において、端末、パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があった場合（ただし、前項 9 の補償を除く）

④ 印鑑の不正使用等

申込書をはじめとする各種書類に使用された印影を、当連合会への届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合において、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があった場合

⑤ 災害・事変等による取引不能等

災害・事変の不可抗力、裁判所等による公的機関の措置等のやむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合

⑥ 端末機器の故障

本サービスの利用にあたり使用する端末機器および通信機器が正常に稼働しない場合、また、機器が正常に稼働しなかったことにより意図した取引が成立しないまたは意図しない取引が成立した場合

⑦ その他

- A. 当連合会以外の金融機関の責めに帰すべき事由により入金不能または遅延となった場合
- B. システムの更改または障害により本サービスを停止した場合
- C. コンピュータウィルスによる障害が生じた場合

12. 規定の適用

本利用規定に定めのない事項については、当連合会の普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、当座勘定規定等その他該当の各規定に従って取扱います。

13. 規定の変更

当連合会は、本利用規定の内容を契約者に事前に通知することなく、変更する場合があります。この場合、変更内容については、当連合会は原則として当連合会のホームページに掲載し周知するものとします。なお、変更日以降は、変更後の内容にて取扱うものとします。

14. サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについては、契約者は、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当連合会が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。また、サービスを追加するにあたり、本利用規定を追加または変更する場合があります。

15. サービスの休止

当連合会は、システムの維持、安全性の維持その他必要な事由がある場合は、本サービスの全部または一部について休止することがあります。この休止の時期および内容については、当連合会のホームページまたはその他の方法にてお知らせします。なお、緊急を要する場合は、事前に通知することなく休止します。

16. サービスの廃止

当連合会は、本サービスで利用できるサービスの全部または一部について、契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。また、サービスを廃止するにあたり、本利用規定を変更する場合があります。

17. 通知手段

(1) 電子メール

契約者は、当連合会からの通知、確認、案内等の手段として、電子メールが利用されることに同意するものとします。契約者は、届出ている電子メールアドレスに変更があった場合は、契約者自らが端末から変更の登録を行うものとします。変更の登録がされなかったために、当連合会からの通知等が到着しなかったことにより生じた損害等については、当連合会は責任を負いません。なお、通知は通常到達すべきときに到達したものとして取扱います。

(2) 通知・照会の連絡先

本サービスの利用に関し、当連合会から契約者に通知、照会等する場合は、当連合会は、届出のあった住所または電話番号に連絡します。

18. 契約期間

本サービスの契約期間は、契約日から1年間とし、契約者または当連合会から特段の申出がない限り、契約満了日から1年間更新されるものとします。また、更新後も同様の扱いとします。

19. リスクの承諾

契約者は、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に記載されている通信の安全性のために採用されている当連合会所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策および本人確認について理解し、リスク内容を承諾したうえで本サービスを利用するものとします。

20. 海外での利用について

契約者が海外において、本サービスにもとづく各取引にかかる行為を行った場合であっても、当連合会は、それらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、契約者が海外において、本サービスにもとづく各取引を行ったことにより生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

21. 譲渡・質入等の禁止

本サービスにもとづく契約者の権利は、譲渡、質入、第三者への貸与等ができないものとします。

22. 準拠法・合意管轄

本サービスに関する準拠法は、日本法とします。また、本サービスに関する訴訟については、当連合会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2019.8 労働金庫連合会)